

佐賀大学キャリアガイダンス実施方針

(平成23年1月14日副学長決定)

1 趣旨

この方針は、佐賀大学（以下「本学」という。）の学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう本学が実施するキャリアガイダンス（社会的・職業的自立に関する指導等）について、必要な事項を定める。

2 実施の方法

(1) キャリアガイダンスは、次の表の段階ごとに正課教育並びに正課外教育及び指導に区分して設定する指導目的に沿って、各学部が各学部の教育上の目的に応じた指導内容をもって行う。なお、配当年次については、各学部が定める。

| 段階 | 正課教育 | 正課外教育及び指導 |
|-----|--|--|
| I | 学生に将来の職業像を意識させるとともに、学士課程における履修計画を描かせる。 | 学生に専門分野に関わる就業先や就業状況を把握させる。 |
| II | 学生に専門分野と社会とのつながりを学ばせ、専門知識の社会的な意義を意識させる。 | 学生に専門分野に関わる資格や就業内容についての知識を身に付けさせる。 |
| III | <ul style="list-style-type: none">・学生に専門分野で自立するための知識・技能を意識させ、必要な専門知識の修得方法を身に付けさせる。・学生に専門分野で自立するための問題発見・解決の方途、及びプレゼンテーションの技能を学ばせる。 | <ul style="list-style-type: none">・学生に専門分野に関わる就業内容についての知識とともに、就職活動方法についての知識を身に付けさせる。・学生に就業先訪問及びコミュニケーションについての知識・技能を身に付けさせる。 |

(2) キャリアセンターは、各学部のキャリアガイダンスに係る教育科目の開設に協力するとともに、学生に対して就職活動の支援を行う。

3 実施体制等

- (1) 本学におけるキャリアガイダンス実施の取りまとめは、大学教育委員会が行う。
- (2) 各学部は、学部内にキャリアガイダンスのための適切な組織を設け、各学部の教育目的に応じたキャリアガイダンスの内容及び実施方法を定めて、これを実施する。
- (3) 大学教育委員会は、学内外における各種資料を収集・分析し、本学におけるキャリアガイダンス実施の基本計画を立案するとともに、必要に応じて、各学部におけるキャリアガイダンスの内容及び実施方法について助言を行う。
- (4) 大学教育委員会は、キャリアセンター等の関係組織に対し、必要に応じて、本学及び学部のキャリアガイダンスに係る事項について、助言を求める。

4 情報の公開

大学教育委員会及び各学部は、キャリアガイダンスの実施内容及び実施方法を取りまとめ、社会に向けて公表する。